

◎新潟県告示第847号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和5年7月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 上越都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・48号黒田脇野田線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県上越市大字灰塚字丑造、大字黒田字寺田及び字久保田、大字地頭方字古屋敷、大字青木字苗代、字一反半田、字古川及び字芝原、大和五丁目並びに大和六丁目地内

(2) 使用の部分

なし